

令和6年5月

日本総合病院精神医学会  
会員の皆様

一般社団法人 日本総合病院精神医学会  
理事長 西村 勝治  
評議員会員選出委員会  
委員長 中村 満

## — 公示 —

### 評議員会員の選出について

評議員会員選出委員会（井上真一郎、齋藤 円、高橋 晶、西村勝治、長谷川雄介（以上理事）、下田健吾、高田知二、中村 満：委員長、山田健志（以上評議員））では、本年11月評議員総会後からの任期（4年：令和10年迄）となる評議員会員の選出を行います。

審査希望者は、定款、評議員会員及び役員選出等規則、同施行内規を熟読のうえ、所定の手続きをお願いします。

## — 記 —

#### 1. 応募用紙の請求・提出期限

評議員会員になるための審査を希望する方（評議員会員候補者）は審査申請用紙を事務局まで請求（※）のうえ必要事項を記入し、令和6年7月20日までに事務局にメールでお送りください。

#### 2. 募集要項、応募資格

定款（第17条）、評議員会員選出等規則（第11条）、同施行内規による。

〔定款（第17条）、評議員会員選出等規則（第11条）、同施行内規については、ホームページをご覧ください。次項に抜粋を掲載します〕

[https://square.umin.ac.jp/psy/jsghp2019\\_list01\\_teikan\\_01.html](https://square.umin.ac.jp/psy/jsghp2019_list01_teikan_01.html)

以上

#### ※ 応募用紙の請求方法

下記の学会事務局までメールでお申し込みください。

ご不明な点は事務局までお問合せください。

一般社団法人 日本総合病院精神医学会・事務局  
〒113-0033 東京都文京区本郷3丁目18-1 奈良部ビル3階  
TEL・FAX：03-5805-3720  
E-Mail：jsghp@mth.biglobe.ne.jp

# 募集要項・応募資格：抜粋

## <定款：第 17 条>

第 17 条 本会は、150 名以内の評議員会員をおく。

- 2 評議員会員の任期は、就任後 4 年内の最終の事業年度に関する定時評議員総会終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

## <評議員会員選出等規則：第 11 条>

第 11 条 評議員会員候補者が具備すべき資格条件は、次の各号とする。

- 一 引き続き 5 年以上、本会会員として活動し、かつ会費を納入していること。
  - 二 医師免許取得後 10 年以上であること。
  - 三 本会の認定した専門医であること。
  - 四 再任候補者の場合は、正当な届け出なくして連続 3 年間にわたり評議員総会を欠席したことがないこと。
- 2 前項各号の資格条件を満たさない場合であっても、選出委員会が同等以上と認めたときは、資格条件を満たすものとみなす。

## <評議員会員の選出に関する内規>

[https://square.umin.ac.jp/psy/content/document/hyougiin\\_senshutu\\_naiki\\_20110216.pdf](https://square.umin.ac.jp/psy/content/document/hyougiin_senshutu_naiki_20110216.pdf)

第 4 条 評議員会員選出委員会は、規則第 11 条に定める資格により応募のあった候補者の中から、次の各号に該当する者を審査し候補者を理事長に報告する。

- 一 規則第 11 条第 1 項に該当する会員であって、本会の活動に関するポイントを申請までの 4 年間に合計 15 点以上を取得した会員。
- 二 規則第 11 条第 2 項に該当する会員であって、本会の活動に関するポイントを申請までの 4 年間に合計 15 点以上を取得した会員。
- 三 規則第 11 条第 1 項に該当する会員であって、本会の活動に関するポイントを申請までの 4 年間に合計 15 点に満たない会員。
- 四 規則第 11 条第 2 項に該当する会員であって、本会の活動に関するポイントを申請までの 4 年間に合計 15 点に満たない会員。
- 五 本会学術集会の歴代会長。

第 5 条 本会の活動に関するポイントは次の各号の規定に従うものとする。

- 一 学術集会への参加 3 点
- 二 本会機関誌への論文掲載
  - イ 筆頭著者 12 点
  - ロ 共著者 3 点
- 三 委員会委員
  - イ 委員長 7 点（年間）
  - ロ 副委員長 5 点（年間）
  - ハ 委員 3 点（年間：但し出席した年度に限りポイントとする）
- 四 評議員総会（社員総会）
  - イ 出席 3 点
  - ロ 委任状 1 点
- 五 地方会（地方会（等）組織を含む）への参加 2 点（年間：但し複数回参加の場合も上限は 2 点とする）